# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和8年5月 14 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　5件

厚生年金保険関係　　5件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500593 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600017 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を、令和４年８月 27 日は 60 万円、令和５年８月 25 日は 100 万円に訂正することが必要である。

令和４年８月 27 日及び令和５年８月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和４年８月 27 日及び令和５年８月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 45 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和４年８月 27 日
　　②　令和５年８月 25 日

各請求期間に支給された賞与はねんきん定期便に記載されていないが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された源泉徴収簿及び請求者から提出された給料支払明細書（控）により、請求者は請求期間①に 60 万円、請求期間②に 100 万円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の令和４年８月 27 日及び令和５年８月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500640 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600018 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 39 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月 14 日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 39 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500641 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600019 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 29 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成４年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月 14 日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 29 万 7,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500642 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600020 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 33 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成元年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 33 万 3,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500661 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600021 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 40 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 50 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 40 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。